

令和 7 年度

重 点 項 目 監 査
「毒物及び劇物の適正な管理について」

令 和 8 年 7 月

京 都 府 監 査 委 員

目 次

第 1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の着眼点	1
4	監査の対象	1
5	監査実施期間	1
6	監査の実施方法	1
第 2	監査の結果	2
1	毒物劇物の保有状況	2
2	毒物劇物の管理体制	3
	(1) 危害防止規定等の整備	3
	(2) 管理責任者等の設置	3
	(3) 管理簿等の作成及び数量確認等	4
	① 数量確認	4
	② 簿外保管	4
3	毒物劇物の保管状況	5
	(1) 保管庫の施錠及び鍵管理等	5
	① 保管庫の施錠	5
	② 保管庫の鍵管理	7
	③ 用途の異なる物品等の保管	7
	(2) 保管庫(写真 11)及び保管容器(写真 12)への表示	9
	① 保管庫への表示	9
	② 保管容器への表示	9
	(3) 保管庫及び保管容器の転倒防止等対策	10
	① 保管庫の転倒防止等対策	10
	② 保管容器の転倒防止等対策	11
	(4) 中身が不明な薬品等の保管	11
	(5) 保管方法	12
4	毒物劇物の使用状況	13
5	府立学校特化事項	15
	(1) 保管室の冷房設備の設置	15
	(2) 毒物劇物を使用した実験方法等	15
	(3) 学校薬剤師の活用	16

第3 総括

1	是正を要すること	17
(1)	簿外保管	17
(2)	用途の異なる物品の保管等	17
(3)	危害防止規定等の整備	17
(4)	管理責任者等の設置	18
(5)	保管庫の施錠	18
(6)	保管庫及び保管容器の表示	18
(7)	保管庫及び保管容器の転倒防止等対策	19
(8)	不明薬品及び未使用毒物劇物の廃棄	20
2	検討を要すること	21
(1)	マニュアル及び指針の作成等	21
(2)	複数人による鍵管理及び管理簿等の数量確認	21
(3)	府立学校特化事項	22
①	保管室の冷房設備設置	22
②	未使用毒物劇物の整理	22
③	毒物劇物を使用した実験方法等	22
④	毒物劇物の校内移動	22
⑤	学校薬剤師の活用	23
⑥	事務局との連携	23

第 1 監査の概要

1 監査のテーマ

毒物及び劇物の適正な管理について

2 監査の目的

毒物及び劇物（以下「毒物劇物」という。）を取り扱う府の機関は、毒物及び劇物取締法（資料編①昭和 25 年 12 月 28 日法律第 303 号。以下、「法」という。）により、「業務上取扱者」とされ、毒物劇物が盗難にあり、又は紛失することを防ぐために必要な措置を講じることや、容器や保管場所に毒物劇物の表示を行うこと等、厳格な管理が求められている。

これまで財務監査の一環として毒物劇物の監査を行ってきたところ、管理簿に記載のない経緯不明の劇物が薬品棚から発見されたもののほか、毒物劇物が保管されている冷蔵庫に調味料が入っていたもの、施錠できない冷蔵庫に保管していたもの、保管庫に表示がないもの等、不適切な事例が散見された。

また、近年、他府県においては、大学の研究室での毒物紛失事案や中学校において生徒が理科の実験で使った劇物を持ち出し別の生徒に菓子と偽って口に入れさせた事案が発生している。

毒物劇物は、取扱いを誤ると保健衛生上の大きな危害を及ぼす恐れや、周辺環境にも大きな影響を与える恐れがあるため、府の機関における毒物劇物の保管状況及び管理体制を検証し、管理の一層の適正化に資することを目的とするものである。

3 監査の着眼点

- ・ 毒物劇物の管理は、法令等に適合し、適切に行われているか。
- ・ より適切な毒物劇物の管理を目指すために検討すべき事項があるか。

4 監査の対象

監査対象機関は、公安委員会を除き、令和 7 年 4 月 1 日現在において毒物劇物を保有する全ての機関とする。

5 監査の実施期間

令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月まで

6 監査の実施方法

毒物劇物の保管状況及び管理体制について、監査対象機関に監査調書の提出を求め、監査調書をもとに毒物劇物を保有している全ての機関（以下「保有機関」という。）で実地調査を行った。

第 2 監査の結果

1 毒物劇物の保有状況

部局等別の保有機関数及び保有品目数は、表 1 のとおりである。教育委員会に属する府立学校（以下「府立学校」という。）が、53 機関、1,890 品目と最も多い。これは、ほとんどの府立学校が授業で使用する実験用の毒物劇物を保有していることによる。

（表 1）部局等別の毒物劇物を保有している機関数及び保有品目数

部局等名		保有機関数		保有品目数
		本庁	地域機関等	
総務部		0	1	2
文化生活部		0	1	15
健康福祉部		0	3	392
商工労働観光部		0	4	396
農林水産部		0	12	269
建設交通部		0	3	47
広域振興局	保健所	—	7	79
	農業改良普及センター	—	4	30
	上記以外	—	1	1
教育委員会	府立学校	—	53	1,890
	上記以外	—	1	32
計		0	90	3,153

保有品目数別の保有機関数は、表 2 のとおりである。保有品目数「1～10」の機関が 25 機関（27.8％）と最も多くなっている。一方で 100 品目を超えて保有する機関も 2 機関（2.2％）となっている。

（表 2）保有品目数別の保有機関数（実地調査日現在）

保有品目数	1～10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60
保有機関数	25	12	16	11	11	5
割合	27.8%	13.3%	17.8%	12.2%	12.2%	5.6%

保有品目数	61～70	71～80	81～90	91～100	101～	計
保有機関数	6	2	0	0	2	90
割合	6.7%	2.2%	0.0%	0.0%	2.2%	—

なお、抽出により管理簿又は帳簿（以下「管理簿等」という。）に記載された数量と実際の毒物劇物の数量を突合した結果、表 3 のとおり抽出した 286 品目全ての数値が一致していることを確認した。

(表 3) 管理簿等との突合品目数

部局等名	保有 品目数	実査 品目数	部局等名		保有 品目数	実査 品目数
総務部	2	2	広域振 興局	保健所	79	19
文化生活部	15	3		農業改良普及センター	30	8
健康福祉部	392	13		上記以外	1	1
商工労働観光部	396	16	教育委 員会	府立学校	1, 890	175
農林水産部	269	43		上記以外	32	2
建設交通部	47	4	計		3, 153	286

2 毒物劇物の管理体制

(1) 危害防止規定等の整備

令和 2 年 2 月 17 日付け厚生労働省通知「毒物劇物監視指導指針の改訂について」(資料編②)において、業務上取扱者においても管理体制や事故発生時の対応を定めた「危害防止規定」及び「盗難等防止規定」(以下「危害防止規定等」という。)の作成が求められている。

危害防止規定等の整備状況は、表 4 のとおりである。14 機関(15.6%)が危害防止規定等を整備していない。

(表 4) 危害防止規定等の整備

保有機関数	危害防止規定等の整備	
	あり	なし
90	76 (84.4%)	14 (15.6%)

(2) 管理責任者等の設置

昭和 50 年 11 月 6 日付け厚生省通知「毒物劇物危害防止規定について」(資料編③)において、危害防止規定等で、毒物劇物の管理・責任体制を明確にすることが求められている。

このため、毒物劇物の取扱いに関し、事業所全体を管理・監督する管理責任者等を設置することが必要であるが、その設置状況は、表 5 のとおりである。3 機関 (3.3%) が管理責任者等を設置していない。

(表 5) 管理責任者等の設置

保有機関数	管理責任者等の設置	
	あり	なし
90	87 (96.7%)	3 (3.3%)

(3) 管理簿等の作成及び数量確認等

① 数量確認

平成 30 年 7 月 24 日付け厚生労働省通知「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について」(資料編④)において、管理簿等を備え、毒物劇物の種類等に応じて使用量の把握や、管理簿等に記載された数量と実際の毒物劇物の数量が一致していることの確認等を実施することが求められている。

管理簿等の記載数量と実際の毒物劇物の数量が一致していることの確認状況は、表 6 のとおりである。3 機関 (3.3%) が数量確認を実施していない。

(表 6) 管理簿等の記載数量と実際の毒物劇物の数量の確認

部局名等	保有 機関数	確認している	確認していない
全部局等	90	87 (96.7%)	3 (3.3%)
府立学校	53	53 (100.0%)	0 (0.0%)
上記以外	37	34 (91.9%)	3 (8.1%)

数量確認を実施している機関のうち、確認人数の状況は、表 7 のとおりである。35 機関 (40.2%) が 1 人で確認している。

府立学校においては、31 校 (58.5%) が複数人で確認しており、そのうち、26 校 (府立学校の中で 49.1%) では、直接毒物劇物の使用に携わらない事務職員も確認作業に参与している。

(表 7) 確認人数等

部局名等	数量確認 している 機関数	1人で数量確認 を実施	複数人で数量 確認を実施	うち事務職員を 含む
全部局等	87	35 (40.2%)	52 (59.8%)	
府立学校	53	22 (41.5%)	31 (58.5%)	26 (49.1%)
上記以外	34	13 (38.2%)	21 (61.8%)	

② 簿外保管

管理簿等を作成することなく毒物劇物を保管している簿外保管の状況は、表 8 のとおりである。全体で 15 機関あり、その内訳は、健康福祉部 1 機関、商工労働観光部 2 機関、教育委員会 12 機関である。

(表 8) 簿外保管

部局等名		機関数	簿外保管状況
健康福祉部		1	簿外管理となった経緯が不明な劇物
商工労働観光部		2	圧力計の機器本体内の毒物(長期間未使用)
			タンクに保管されている液体劇物(目盛付き)
教育委員会	府立学校	11	実験のため小分けにして使用した毒物劇物の残量
	上記以外	1	廃棄予定の劇物
計		15	

3 毒物劇物の保管状況

(1) 保管庫の施錠及び鍵管理等

平成 30 年 7 月 24 日付け厚生労働省通知「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について」(資料編④)において、毒物劇物を施錠可能な設備等のある堅固な施設に保管すること等の措置を講じ、鍵の管理にも十分留意することが求められている。

① 保管庫の施錠

保管庫(毒物劇物及び薬品等のみ保管している保管室を含む。以下同じ。)には、一般的な常温の保管庫(以下「一般的な保管庫」という。)と冷蔵庫があり、それぞれ扉の施錠状況は、表 9 のとおりである。一般的な保管庫は 2 機関(2.2%)、冷蔵庫は 9 機関(18.4%)で全部又は一部に扉の施錠が講じられていない状況となっている。

(表 9) 保管庫の施錠

保有機関数		施錠あり	一部施錠なし	施錠なし
一般的な保管庫	90	88 (97.8%)	2 (2.2%)	0 (0.0%)
冷蔵庫	49	40 (81.6%)	2 (4.1%)	7 (14.3%)

一般的な保管庫で一部施錠なしの 2 機関の事例は、劇物を多数の希釈した薬品(毒物劇物以外)や空瓶と一緒に施錠していない棚に保管しているもの(写真 1)と、砂利を敷いた保管庫の扉を施錠していないもの(写真 2)である。

冷蔵庫の無施錠率(「一部施錠なし」を含む。)は、一般的な保管庫と比較すると高い傾向にある。これは、施錠機能を備えていない一般的な冷蔵庫を保管庫として使用しているにもかかわらず、後付けで錠を設置する等の対応をしていないことが主因である。

また、後付けの施錠措置を講じているもののの中には、冷蔵庫を鎖で巻いて錠をかけているものの、鎖を持ち上げることで解錠せずとも扉が開くため、毒物劇物を容易に取り出してしまう事例(写真 3)も認められた。

なお、施錠のない保管庫であっても当該保管庫を設置している保管室については、全て施錠されていることを確認した。



(写真1) 施錠していない保管庫（下部）の事例



(写真2) 砂利を敷いた保管庫の扉を施錠していない事例



(写真3) 鎖を持ち上げることにより解錠せずとも扉が開く事例

また、容器が大型であることや、毒物劇物が漏えいした際に化学反応を遅延させることを目的として砂利の上に配置している等の理由により、施錠された保管室内の床や棚等に直接置いている事例や、扉のない保管庫に収納している事例も6機関で認められた（写真4、5、6）。



(写真4) 保管室内の床に直接置いている事例



(写真5) 保管室内の砂利の上に置いている事例



(写真6) 扉のない保管庫に収納している事例

② 保管庫の鍵管理

毒物劇物の入出庫に必要な鍵（保管庫又は保管室等の鍵）の取り出し時に、毒物劇物を取り扱う者以外の者（第三者）による確認を経ているか否かの状況は、表 10 のとおりである。67 機関（74.4％）において第三者による確認を経ていない。特に府立学校では、特定の教科の教員のみが使用するという事情があるものの、全ての府立学校で第三者の確認を経ていない状況である。

（表 10）保管庫の鍵管理

部局名等	保有機関数	第三者の確認を経ている	第三者の確認を経ていない
全機関	90	23 (25.6%)	67 (74.4%)
府立学校	53	0 (0.0%)	53 (100.0%)
上記以外	37	23 (62.2%)	14 (37.8%)

③ 用途の異なる物品等の保管

毒物劇物の保管庫又は保管室内に用途の異なる物品が併せて保管されているもの、もしくは、用途の異なる物品の保管箇所に毒物劇物が保管されているものの状況は、表 11 のとおりである。府立学校で5件あり、そのうち最下段の1件は、清掃用具やティッシュペーパー等の保管箇所（錠付き）に清掃に使用する劇物を保管していたものである。

（表 11）用途の異なる物品の保管

部局等名	機関数	用途の異なる物品の保管状況
教育委員会	5	保管庫(冷蔵庫)内に写真部の現像液(写真7)を保管
		保管室内に写真部の引き伸ばし機(写真8)を保管
		保管室内に望遠鏡を保管
		保管庫(冷蔵庫)内にふりかけ、牛乳(写真9)を保管
		階段下倉庫の掃除用具やティッシュペーパー等の保管箇所(写真10)に劇物を保管



(写真 7) 保管庫(冷蔵庫)内
上段に現像液を保管してい
る事例



(写真 8) 保管室内に引き伸
ばし機を保管している事例



(写真 9) 保管庫(冷蔵庫)内にふりかけ、牛乳が保管されている事例



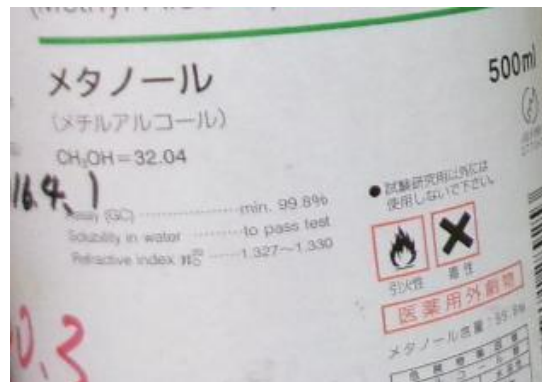
(写真 10) 掃除用具やティッシ
ュペーパー等のストックと一
緒に保管している事例(この中
に劇物を保管)

(2) 保管庫（写真 11）及び保管容器（写真 12）への表示

法第 12 条第 1 項及び第 3 項において、毒物劇物の保管庫や保管容器に「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の文字を表示することが定められている。



（写真 11）保管庫への表示



（写真 12）保管容器への表示

① 保管庫への表示

保管庫への表示状況は、表 12 のとおりである。一般的な保管庫については 7 機関（7.7%）、冷蔵庫については 8 機関（16.3%）で、全部又は一部表示がない保管庫を保有している。

（表 12）保管庫への表示

保有機関数		表示あり	一部表示なし	表示なし
一般的な保管庫	90	83（92.2%）	4（4.4%）	3（3.3%）
冷蔵庫	49	41（83.7%）	1（2.0%）	7（14.3%）

② 保管容器への表示

保管容器への表示状況は、表 13 のとおりである。47 機関（52.2%）で、全部又は一部表示がない保管容器を保有している。

（表 13）保管容器への表示

保有機関数	表示あり	一部表示なし	表示なし
90	43（47.8%）	46（51.1%）	1（1.1%）

また、保管容器への表示がない主な理由については、表 14 のとおり、ラベルの劣化によるもののほか、購入後に毒物劇物指定され

た等で入手時から表示がないものと、詰め替え後の容器への表示もれ等の理由が多くなっている。

(表 14) 保管容器への表示がない主な理由

表示がない理由	機関数
ラベル劣化 (写真13)	22
入手時から無し	18
詰め替え後容器の未表示 (写真14)	7



(写真 13) ラベル劣化事例



(写真 14) 詰め替え後容器の未表示事例

(3) 保管庫及び保管容器の転倒防止等対策

法第 11 条第 2 項において、毒物劇物の流出等防止のため、必要な措置を講じることが定められている。

① 保管庫の転倒防止等対策

保管庫の転倒防止等対策の状況は、表 15 のとおりである。一般的な保管庫については 37 機関 (41.1%)、冷蔵庫については 33 機関 (67.4%) で、全部又は一部の保管庫に転倒防止策を講じていない。

冷蔵庫と冷蔵庫以外の保管庫について、転倒防止策を講じている率を比較すると、冷蔵庫が 26.2 ポイント低くなっている。

(表 15) 保管庫の転倒防止等対策

保有機関数		転倒防止あり	一部転倒防止なし	転倒防止なし
一般的な保管庫	90	53 (58.9%)	9 (10.0%)	28 (31.1%)
冷蔵庫	49	16 (32.7%)	2 (4.1%)	31 (63.3%)

② 保管容器の転倒防止等対策

保管容器の転倒防止等対策の状況は、表 16 のとおりである。44 機関（48.9％）で、全部又は一部の保管容器に転倒防止策を講じていない。

（表 16）保管容器の転倒防止等対策

保有機関数	転倒防止あり	一部転倒防止なし	転倒防止なし
90	46（51.1％）	32（35.6％）	12（13.3％）

（４） 中身が不明な薬品等の保管

平成 30 年 7 月 24 日付け厚生労働省通知「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について」（資料編④）において、不要となった毒物劇物の廃棄等を検討し適切に実施することで、より適切な在庫管理を実施することが求められている。

保管庫に中身が不明な薬品等を保管していた機関の状況は、表 17 のとおりである。全体で 4 機関あり、その中には清涼飲料水の容器に保管している機関も認められた。

（表 17）中身が不明な薬品等の保管

部局等名		機関数	中身が不明な薬品等の保管状況
教育委員会	府立学校	4	「朱」と表示されているものの中身が不明な薬品を保管
			「医薬用外劇物」（中身不明）と表示された個体を保管(写真15)
			中身の不明な粉末を保管(写真16)
			冷蔵庫内の飲料の容器に中身が不明な薬品等を保管(写真17)



（写真 15）「医薬用外劇物」（中身不明）と表示された個体を保管している事例



（写真 16）中身の不明な粉末を保管している事例



(写真 17) 冷蔵庫内の飲料の容器に中身が不明な薬品を保管している事例

(5) 保管方法

揮発しやすい毒物劇物や臭気の強い毒物劇物は、保管容器を揮発性薬品瓶収納ケース（写真 18）やビニール袋（写真 19）に入れて保管（以下「二重風袋」という。）、暗所保管の必要なものは黒紙を保管容器に巻く等（写真 20）して保管、低温保存が必要なものは冷蔵庫保管等、毒物劇物の性質に応じた保管方法の状況は、表 18 のとおりである。多くの毒物劇物において、保有機関により保管方法に違いがみられる。

例えば、冷蔵保管の割合が高いものでは、過酸化水素水、アンモニア水、塩化スズ（Ⅱ）があげられるが、いずれも常温で保管している機関も多数認められた。

(表 18) 保管毒物劇物の性質に応じた保管方法

薬品名	保有 機関数	通常保管	冷蔵庫	遮光措置	二重風袋	砂利の上
アニリン	45	37 (82.2%)	3 (6.7%)	2 (4.4%)	3 (6.7%)	0 (0.0%)
アンモニア水	59	37 (62.7%)	17 (28.8%)	0 (0.0%)	4 (6.8%)	1 (1.7%)
塩化スズ（Ⅱ）	18	13 (72.2%)	4 (22.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.6%)
塩酸	86	73 (84.9%)	2 (2.3%)	0 (0.0%)	9 (10.5%)	2 (2.3%)
過酸化水素水	62	27 (43.5%)	32 (51.6%)	0 (0.0%)	1 (1.6%)	2 (3.2%)
カリウム	29	20 (69.0%)	1 (3.4%)	0 (0.0%)	2 (6.9%)	6 (20.7%)
酢酸エチル	42	39 (92.9%)	2 (4.8%)	0 (0.0%)	1 (2.4%)	0 (0.0%)
硝酸	69	57 (82.6%)	2 (2.9%)	0 (0.0%)	10 (14.5%)	0 (0.0%)
水銀	18	15 (83.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.6%)	2 (11.1%)
金属ナトリウム	43	24 (55.8%)	2 (4.7%)	0 (0.0%)	6 (14.0%)	11 (25.6%)
ヨウ素	61	41 (67.2%)	6 (9.8%)	2 (3.3%)	11 (18.0%)	1 (1.6%)
硫酸	69	58 (84.1%)	1 (1.4%)	0 (0.0%)	7 (10.1%)	3 (4.3%)
計	601	441	72	4	55	29



(写真 18) 揮発性薬品瓶収納ケースに入れて保管している事例



(写真 20) 黒紙を保管容器に巻いて保管している事例



(写真 19) ビニール袋に入れて保管している事例

4 毒物劇物の使用状況

3 年間（令和 4 年度～ 6 年度）未使用であった毒物劇物の保管状況は、表 19 のとおりである。管理簿等により実態把握可能な 81 機関中、73 機関（90.1%）が 3 年間未使用の品目を保有している。また、2,182 品目中、1,044 品目（47.8%）が 3 年間未使用となっている。

（表 19）3 年間未使用毒物劇物の保管

部局名等	調査 機関数	調査 品目数	3年間未使用品目 を保有する機関数	3年間未使用 品目数
全部局等	81	2,182	73（ 90.1%）	1,044（ 47.8%）
府立学校	52	1,864	49（ 94.2%）	902（ 48.4%）
上記以外	29	318	24（ 82.8%）	142（ 44.7%）

3 年間未使用の毒物劇物を保管している理由については、「明確な用途があるが、その用途の発生が 3 年間なかったため」等、明確な使用目的に基づき保管しているものが認められた一方、「担当者（教員）や業務

の変更等により、今後使用する可能性があるかもしれないから」、「財産だから(税金で購入したものだから)」、「廃棄するにも費用を要するから」等、明確な用途がないにもかかわらず、廃棄等の整理をすることができていないものが多く認められた。

保有品目数が多い府立学校における、3年間未使用毒物劇物の保有状況は、表20のとおりである。15～19品目保有している学校が最も多いが、8校で4品目以下の保有となっている。

(表20) 府立学校における3年間未使用品目毒物劇物の保有状況

未使用品目数	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29
学校数	8	9	7	10	5	2
割合	15.4%	17.3%	13.5%	19.2%	9.6%	3.8%

未使用品目数	30～34	35～39	40～44	45～49	50～	計
学校数	3	5	1	1	1	52
割合	5.8%	9.6%	1.9%	1.9%	1.9%	—

※ 「割合」は小数点第2位を四捨五入したため、合計が100%にならない。

また、上記の4品目以下保有の8校のうち、保有品目数の少ない特別支援学校を除いた高等学校(A校、B校、C校、D校、E校の5校)について、令和7年度と平成24年度の保有品目数を比較した結果は、表21のとおりである。1校(D校)を除き令和7年度の保有品目数が大きく減少しており、5校全体での減少率は57.7%であった。これは、当該5校を除く府立学校の減少率6.0%よりも51.7ポイント高くなっている。

(表21) 令和7年度と平成24年度の保有品目数比較

	R7保有 品目数(A)	H24保有 品目数(B)	減少率 (B-A)/B
A校	5	51	90.2%
B校	8	24	66.7%
C校	17	33	48.5%
D校	18	12	△ 50.0%
E校	21	43	51.2%
合計	69	163	57.7%
その他の府立学校	1,821	1,937	6.0%
府立学校合計	1,890	2,100	10.0%

5 府立学校特化事項

府立学校に特化した毒物劇物の保管状況、活用状況等は以下のとおりである。

(1) 保管室の冷房設備の設置

保管室の冷房設備の設置状況は、表 22 のとおりである。約 9 割の府立学校で冷房設備が設置されていない。

(表 22) 冷房設備の設置

保有学校数	冷房あり	一部冷房あり	冷房なし
53	4 (7.5%)	2 (3.8%)	47 (88.7%)

冷房設備が設置されていないため、夏季には非常に高温となり、揮発が多くなっているもの、潮解している(写真 21)ものも認められた。また、実地調査を開始した 8 月下旬から 9 月頃までは、室温だけでなく湿度も高く、長時間の作業には不向きな状態であり、室温を計測している京都市内の府立学校の記録を見ると、室温が 35℃を超えている日が、7 月～9 月の 3 箇月間で 61 日となっており、最高室温が 40℃となっている日も認められた。



(写真 21) 潮解して一部水溶液になっている事例 (写真(右)は水溶液化している事例、写真(左)は下部が水溶液になっている事例)

(2) 毒物劇物を使用した実験方法等

毒物劇物を使用した実験の際は、安全性に配慮して、多くの学校で希釈したものを使用しているが、教育的観点から原液を使用している学校の状況は、表 23 のとおりである。29 校 (54.7%) が原液も使用している。

原液を使用する学校においては、教員の目の前で、班ごとに毒物劇物を取り分けて実験させる等、希釈したものを使用する場合以上に厳重に安全性の確保を徹底されていることを確認した。

(表 23) 実験における原液の使用

保有学校数	原液を使用する	原液を使用しない
53	29 (54.7%)	24 (45.3%)

また、実験（準備を含む）等で原液を小分けして使用している学校における、残量があった場合の管理簿等での管理状況については、表 24 のとおりである。原液を小分け使用し残量が発生している 14 校のうち、11 校（78.5%）は管理簿等による管理がなされておらず、簿外保管となっている。

(表 24) 小分け使用後の管理簿等での管理

残量が発生している学校数	管理簿等を作成している	管理簿等を作成しているものと、していないものが混在	管理簿等を作成していない
14	3 (21.4%)	1 (7.1%)	10 (71.4%)

(3) 学校薬剤師の活用

学校保健安全法（資料編⑤）第 23 条第 2 項において、大学以外の学校には学校薬剤師を置くものとされ、同条第 4 項においては、学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事するとされている。

毒物劇物の管理保管に係る学校薬剤師の活用状況は、表 25 のとおりである。活用していない学校は 21 校（39.6%）となっている。活用している学校では、学校薬剤師の助言を受けて、保管庫への消火器や消化砂の設置、保管温度管理のための冷房設備の設置、空気循環の改善を目的として、従来の排気用換気扇に加えて新たに吸気用換気扇を設置する等、改善策を講じた事例も確認した。

(表 25) 学校薬剤師の活用

保有学校数	活用あり	活用なし
53	32 (60.4%)	21 (39.6%)

第3 総括

1 是正を要すること

(1) 簿外保管

管理簿等を備え、入出庫の記録及び在庫量の定期的な点検を的確に実施することは、毒物劇物の盗難や紛失等の異常を早期に察知し、被害の拡大を未然に防止するうえで極めて重要である。実験用に小分けにした残量の管理も含めて、いかなる事情があろうとも、毒物劇物を保管する際には必ず管理簿等を整備し、適切かつ厳正に記録・確認されたい。

(2) 用途の異なる物品の保管等

用途を異にする物品とともに毒物劇物が保管されている状況は、その物品を取り扱う過程で、毒物劇物に容易に接触し得ることから、管理上のリスクが大きい。

保管室内に用途の異なる物品を保管している事例についても、保管庫そのものには施錠がなされているものの、その鍵が保管室内の無施錠の引出し等に入っており、容易に持ち出すことができるのであれば、同様のリスクがある。

また、清涼飲料水の容器に中身が不明な薬品等を保管している事例も認められたが、これは誤飲の危険を伴い、当該物質が毒物劇物に該当する可能性を否定できないことから、飲食物の容器を毒物劇物の容器として使用してはならないとする法第11条第4項の趣旨に反する不適切な取扱いである。

これらの状況はいずれも、保健衛生上看過し得ない重大なリスクをはらむものであり、早急に適切な改善措置を講ずることが強く求められる。

(3) 危害防止規定等の整備

危害防止規定等の整備は、各保有機関における毒物劇物の管理体制及び責任体制を明確化し、これら毒物劇物に起因する保健衛生上の危害を未然に防止するうえで極めて重要である。このため、いまだ当該規定が整備されていない機関においては、速やかにその整備を進められたい。

また、すでに規定を整備している機関においても、適宜内容の点検・見直しを行い、各機関の実情に即した規定として適切に運用されるよう不断の改善に努められたい。

(4) 管理責任者等の設置

管理責任者等の設置は、毒物劇物の管理及び責任の所在を明確にし、危害防止に資する体制の確立に不可欠である。このため、管理責任者等が未設置の機関においては、速やかにその配置を図られたい。

(5) 保管庫の施錠

保管室には、毒物劇物を日常的に取り扱わない者や日常的に取り扱う担当者が別の用務で入室する場合がある。その際に、誤って毒物劇物に接触することのないよう、保管庫は常に確実に施錠することが求められる。

やむを得ず施錠可能な保管庫への収納が困難な場合は、他の管理措置をより厳格に講じることで、全体として一定水準以上の管理レベルが維持されるよう留意されたい。

また、施錠機能を備えていない冷蔵庫を保有する機関についても、後付けで錠を設置して対応している（写真 22、23）好事例を参考にし、速やかに施錠可能な状態となるよう改善されたい。



（写真 22）冷蔵庫に後付けで錠を設置している事例



（写真 23）鎖を巻きつけ、他の保管庫や壁に固定することにより、ずれないようにしている事例

(6) 保管庫及び保管容器の表示

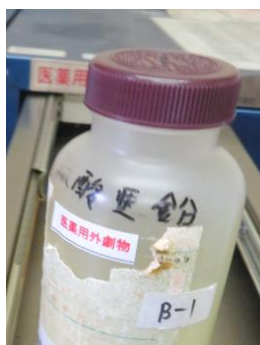
保管庫及び保管容器への適切な表示は、誤使用に起因する事故等を未然に防止する観点から、法令により義務付けられているものである。このため、表示の欠如が認められた機関においては、速やかに是正措置を講じられたい。

毒物劇物の購入時点では適切な表示が施されていることがほとんどであり、全ての容器に表示が維持されていた機関においても、単にラベルが劣化していなかったに過ぎない可能性もあるため、必ずしも表示の重要性に対する認識が十分であったとはいえない。したがって、

適正な管理体制を確立するためにも、改めて表示の意義を再認識されたい。

また、ラベルを確実に残すことや小分けした際には速やかに新たなラベルを貼付することは、中身が不明な薬品等の発生を未然に防ぐことにも直結するため、日常的な点検及び管理の徹底を強く求める。

一方で、劣化した容器に対し、必要な情報を手書きやラベルシールにより補完している例、さらには劣化を見越して全ての容器に統一的なラベルの表示を施している高い管理意識を有する機関も確認された（写真 24）。



（写真 24）劣化した容器にラベルシールにより表示している事例

（ 7 ） 保管庫及び保管容器の転倒防止等対策

地震その他の災害に備え、保管庫及び保管容器の転倒防止措置を講ずることは、庫内に収容されている毒物劇物の転倒や落下、さらには容器破損による危険の発生を未然に防ぐうえで極めて重要である。したがって、現時点で十分な対策を講じていない機関においては、各機関の実情に即した適切な防止策を早急に講じられたい。

保管庫の転倒防止策としては、L 字金具等を用い、壁面へ堅固に固定する方法（写真 25）が広く採用されている。一方、保管容器の転倒防止策については、仕切り付きプラスチックコンテナに収容する方法（写真 26）が一般的であり、加えて、容器破損を防ぐ目的から果物用緩衝材（いわゆるフルーツネット）等で容器を包み込む（写真 27）、落下防止用に防鳥ネットを活用する（写真 28）等、好事例も確認されたので、参考にされたい。



(写真 25) L字金具を用いた保管庫の転倒防止等対策の事例



(写真 26) 仕切り付きプラスチックコンテナに収容した保管容器の転倒防止等対策の事例



(写真 27) 果物用緩衝材で容器全体を包み込む容器破損防止策の事例



(写真 28) 防鳥ネットを活用した落下防止策の事例

(8) 不明薬品及び未使用毒物劇物の廃棄

毒物劇物の保管は飛散、流出や盗難、紛失等のリスクを伴うため、今後使用見込みのない不明薬品等は、速やかに適正な手続きによる廃棄処分の実施を検討されたい。

同様に、未使用毒物劇物については、一定の期間を設け、当該期間使用していないものについて、必要性や使用見込等を勘案の上、廃棄処分の要否を判断する等のルールを設けることにより、保管リスクを減少させ、より適切な在庫管理を実施されたい。

また、「予算がないため長期間未使用毒物劇物を廃棄することができずに保管している」という機関もあるため、廃棄にあたっては可能な限り関係機関で集約する等処分費用の節減や効率的な廃棄方法の検討・工夫に努められたい。

2 検討を要すること

(1) マニュアル及び指針の作成等

実地調査において、毒物劇物の担当者から「担当が1人であり、異動当初は、毒物劇物の保管方法をどうすればよいのかを知る手立てさえ分からなかったため、保管方法のマニュアル作成や年度当初の研修会を実施してほしい」との要望が寄せられた。また、保管方法の理由についての質問に対し、「前任者のとおりになっている」という回答が複数認められた。さらに、同一毒物劇物であっても保有機関により保管方法が異なる事例が多数みられること等から、保管方法等を調べる方法すら分からず、最適な方法で保管することができていない機関もあると考えられる。

そのため、主たる毒物劇物ごとに推奨される保管方法を示したマニュアル作成や研修会等を実施し、毒物劇物を管理する担当者が主体的に適正な保管方法を判断することができるよう支援することを検討されたい。

加えて、毒物劇物を取り扱う担当者が少人数で配置されている職場の多い部局等においては、その業務特性に応じた毒物劇物の取扱い指針等（方向性）を示すことにより、少人数で保管を行う場合も、担当者が自ら考え、適切な保管方法を判断しやすくなると考えられる。この観点からも、取扱い指針等の整備について検討されたい。

なお、毒物劇物の取扱い指針については、機関により用途や設備、人員等の状況が異なることや、使用時の機能性・利便性とのバランスを考慮して、まずは、厳格な基準を一律に設けるのではなく、方向性を示すことから始められるのが望ましいと考える。

(2) 複数人による鍵管理及び管理簿等の数量確認

毒物劇物の出し入れに必要な鍵の取り出し時に第三者の確認を経ることは、保管庫の施錠と同様、毒物劇物を取り扱うことのない者（時）に鍵の入手を困難にさせるものである。

人員配置や業務等の関係上、どうしても第三者の許可を経る運用を行うことができない機関もあるが、毒物劇物の保管・管理を厳重にするためだけでなく、不測の事態があった時に担当者にあらぬ疑いがかかることを防ぐためにも、可能な限り、第三者の確認のもと保管庫や保管室等の鍵を取り出す運用とされたい。

また、管理簿等と実際の毒物劇物の数量確認についても前述の鍵の取り出し時と同様の観点から、可能な限り、複数人で数量確認を実施する運用にされたい。

こうした運用が困難な機関においては、例えば、保管庫や保管室の鍵の取り出しに第三者の確認を経る運用に代えて数量確認を複数人

で実施することに加え、数量確認の間隔を狭くすることや、確認を無通告で行う等、管理簿等の確認（その他の管理業務でも可）等をより厳格に行うことで、毒物劇物の管理体制のレベルを一定以上に保ち、各機関の実情に応じた管理体制を整備されたい（保管室内に直置き又は施錠することができない保管庫に保管している毒物劇物も同様）。

（３） 府立学校特化事項

① 保管室の冷房設備設置

冷房設備が設置されていない状況は、夏場の毒物劇物の保管環境として適切とはいえず、予期せぬ事故につながる可能性も否定できない。また、教員や実習助手の作業環境にも悪影響を及ぼすことから、可能な限り冷房設備を設置されるよう検討されたい。

② 未使用毒物劇物の整理

３年間未使用の毒物劇物の保有品目数が４品以下である５つの高等学校では、廃棄の実施等により、他校と比較して、平成２４年度調査時より大きく保有品目数を減少させているとともに、「１０年間未使用のものは廃棄するようにしている」、「使い切ることができるよう小容量のものを購入する」等、長期間未使用の毒物劇物が増えないよう工夫している状況が認められた。

前述のとおり、一定期間未使用となっているものについては、必要と判断されるものを除き廃棄する等のルールを設けるとともに、これらの好事例を参考にして、組織的に長期間未使用毒物劇物の整理に取り組まれない。

③ 毒物劇物を使用した実験方法等

前述のとおり、令和６年には他府県において、中学生が理科の実験で使った劇物をお菓子と偽って別の生徒の口に入れさせた事案があった。当該事案を教訓とし、今後も事故や紛失、持ち出し等が発生しないよう、引き続き安全確保に取り組まれない。

また、実験用に小分けされた原液の残量管理については、小分けされた残量であっても毒物劇物に該当するものであるため、管理簿等を必ず作成し、適正な保管・管理が徹底されるよう、改めて周知を図られたい。

④ 毒物劇物の校内移動

生物の保管室に冷蔵庫の設置がないため、生物保有の冷蔵保管を要する劇物を化学の保管室の冷蔵庫に保管している事例があり、当該劇物の使用時に、劇物を持って廊下を移動する必要がある学校も認められた。

設備の関係上やむを得ないとはいえ、移動の際には、休み時間を避ける等、生徒と不意に接触することのないよう十分気を付けられたい。

⑤ 学校薬剤師の活用

学校薬剤師の活用により改善策を講じた事例も多く確認していることから、各学校においては、学校薬剤師を積極的に活用し、必要な指導助言等を受けながら、毒物劇物の保管・管理の一層の適正化に努められたい。

⑥ 事務局との連携

万一、毒物劇物の紛失や事故等が発生した場合には、教員のみならず学校全体が責任を問われる事態となる。このため、事務職員も可能な限り毒物劇物の管理等に関与し、学校全体として毒物劇物の管理する体制を構築されたい。

例えば、鍵管理を複数人で行うことについては、業務の関係上やむを得ず対応困難な場合も想定されるが、管理簿等との数量確認を連携して行うことは業務調整により十分可能であると考えられる。その際に表示の適正性や転倒防止策を併せて確認することにより、毒物劇物の管理の質の向上も期待することができる。

このように、各学校において工夫しつつ事務職員も積極的に毒物劇物の管理に関与することにより、学校全体として毒物劇物管理の重要性に対する認識や危機管理意識を共有し、安全確保につなげられたい。